



Tax watch update

2009年12月

Issue 12

はじめに	2
個人所得税(PIT)	2
法人所得税	2
国際税務	4
付加価値税	5
外国契約者源泉税	6
税関	6
会計	7
その他	7

はじめに

Tax watch update の過去号と同様にして、ご参考のためにベトナムの税規則に関する最近のいくつかの変更点を以下に記しました。こうした変更点やその影響あるいは事業機会についてご検討後、お問い合わせ等がございましたら、いつでも弊社までご相談ください。

祝祭シーズンと 2010 年の新年を前に、皆様におかれましては楽しいクリスマスと良いお年をお迎えになられることを祈念いたします。

個人所得税 (PIT)

本国の年金保険基金への強制拠出料に適用される控除

税務局の 2009 年 11 月 18 日付け Official Letter 4742/TCT-TNCN によると、本国の法律に基づく年金保険基金への強制拠出料のうち、ベトナムの社会保障制度による拠出(例えば、社会保険、健康保険、失業保険等)と性質が同様のものは、個人所得税の計算にあたって課税所得から除外されます。その控除可能額は、管轄当局から発行された保険書類、および関係法域で定める拠出料に基づいて決定されます。過払額があればベトナム国内の課税所得として取り扱われます。

個人の住宅賃貸所得への課税

税務局の 2009 年 10 月 13 日付け Official Letter 4197/TCT-CS は、世帯または個人の地主が 2009 年を含む期間に受領した住宅賃貸料に適用される税務上の取り扱いについて規定しています。それによると、2008 年の場合、地主は賃貸料受領時の規定に基づいて前受金の付加価値税と法人所得税をみなし方式で評価のうえ納付する必要があります。

一方、付加価値税法、法人所得税法、および個人所得税法が新たに施行された 2009 年 1 月 1 日以降の場合、世帯と個人は 2009 年に発生した所得の納付済み法人所得税額をそのまま納税額とするか、あるいは新たな個人所得税法に基づいて支払うべき法人所得税額を新たな再計算するか、いずれかを選択できます。付加価値税に関しては、前受賃貸料の納付済み付加価値税額がそのまま納税額となります。



法人所得税

2010 年第 1 四半期の企業の税金繰り延べ

政府は 2009 年 11 月 11 日付け Resolution No. 54/NQ-CP を発行し、2009 年に適用してきた税制優遇策および税金免除措置に関する規則実施の打ち切りを決定しました。それにもかかわらず、中小企業のほか、繊維製品、縫製品、皮革製品、フットウェア製品の製造・加工に従事する企業、および多数の従業員を雇用する企業は引き続き、2010 年第 1 四半期の法人所得税納付を延期できます。

投資案件の拡張に適用される税制優遇策

国会は付加価値税法と法人所得税法の改正案を策定しています。いずれも 2010 年から施行される見通しです。それによると、奨励分野または奨励地域に進出した投資案件を拡張する企業は、拡張に伴う所得の増加について税制優遇策の適用と法人所得税の減免を受けられます。2010 年 1 月 1 日の前に遂行し、かつ 2010 年から運営を開始した拡張案件も改正法の適用対象となります。

海外投資を行うベトナム人投資家に適用される税務上の取り扱い

財務省は最近、意見聴取を目的に、海外投資を行うベトナム人投資家の税務に関するガイダンスを規定した財務省の2002年10月24日付け Circular 97/2002/TT-BTC に優越する Circular 草案を公表しました。その内容は、輸出入関税、付加価値税、個人所得税、および法人所得税を網羅しています。それによると、海外投資案件を実施する投資家は25%の法人所得税を課税され、法人所得税の優遇税率は享受できません。しかし、当該企業または当該企業に代わり外国パートナー企業が既に納付した税金（配当への課税も含む）、あるいは海外の税制優遇策や税金減免措置の適用対象額は、ベトナム国内での法人所得税納付にあたって控除されます。



固定資産減価償却の管理、使途、取り崩しに関する新たなガイダンス

財務省は2009年10月20日に Circular No. 203 を発行し、固定資産減価償却の管理、使途、取り崩しに関するガイダンスを公表しました。この Circular は財務省の2003年12月12日付け Decision No. 206 に規定されたガイドラインに取って代わり、2010年1月1日から発効します。

Circular 203 に続いて財務省は2009年11月16日付け Decision 2841/QD-BTC を発行し、それに伴い、Circular 203 付録2の一部条項が修正されました。この Decision は Circular 203/2009/TT-BTC の発効日から発効します。

こうした変更点や貴社への影響の診断につきましては、いつでも弊社までお問い合わせください。

税制優遇期間中の未納税金に関するガイダンス

財務省発行の Circular 134/2007/TT-BTC のガイダンスを規定した税務局の2009年9月14日付け Official Letter 12866/BTC-TCT によると、税制優遇期間中に税務監査で判明した追加的な未納法人所得税は税金の減免・免除を受けられません。こうした場合における行政処分の内容は以下の通りです。

- ▶ 税金減免や優遇措置の適用期間中に違反が発見された場合、これは脱税とはみなされず、税務手続きの違反に対する処分、または会計分野の行政違反に対する処分の対象となります。
- ▶ 税務監査で違反(該当する場合)が発見される前に個人または団体が税金債務を修正せず、その結果、法人所得税免除期間の満了とともに翌年度の法人所得税納税額が減少する場合、脱税処分となります。

Circular 130/2008/TT-BTC の追加的な施行ガイダンス

Tax watch update No. 10(前号)でも取り上げたように、財務省は法人所得税に関する Circular 130/2008/TT-BTC のガイダンスを規定した Official Letter 草案を策定中です。

これとの関連で特筆すべき重要な点を以下に記しました。

- ▶ **失業保険基金への拠出金の控除性:** 法人所得税の計算にあたっては規定に基づく拠出金だけが控除可能となります。
- ▶ **個人所得税に付随する費用の控除性:** 個人所得税控除後ベース(ネット)で労働契約を締結した場合、従業員に代わり会社側が納付する税金債務は法人所得税の計算にあたって控除可能費用となります。
- ▶ **行政事業体(所得を生成する行政事業体)によるみなし税の納付:** 収益を計上できるが事業活動に付随する費用と利益は計上できない行政事業体の場合、みなし方式に基づいて税金を申告・納付します。その具体的な内容は次の通りです。
 - ▶ 役務: 5%
 - ▶ 物品売買: 1%
 - ▶ その他の活動: 2%
- ▶ **不動産譲渡にかかる法人所得税:** 販売用住宅建設案件を遂行する企業による 2009 年以降の法人所得税確定申告は以下に従います。
 - ▶ 2009 年に先立つ土地所有権譲渡に付随して販売した住宅に関しては、Law No. 09/2003/QH11 および同法のその他ガイダンスの規則に基づいて法人所得税の税金債務を評価のうえ納付する必要があります。
 - ▶ 2009 年 1 月 1 日以降については、Law No. 14/2008/QH12 および同法のその他ガイダンスの規則に基づいて法人所得税の税金債務を評価のうえ納付する必要があります。
- ▶ **暦年とは異なる課税年度を適用している企業:** 暦年とは異なる会計年度を適用している事業体の場合、2008 年の各月は 28%の税率、2009 年の各月は 25%の税率による法人所得税の納付を認められます。
- ▶ **繰延損失に関するガイダンス:** 2009 年の前に発生した損失に関しては、当時の規則に基づいて処理します。2009 年に繰り越した残りの損失は連続的に計算します。
- ▶ **法人所得税上の優遇措置:** Decree 24/2007/ND-CP に規定された法人所得税上の優遇措置の対象外であった企業は、Decree 124/2008/ND-CP に規定された適格要件を満たしている場合であっても、残存期間に関しても法人所得税上の優遇措置を受けられません。ただし、首相発行の 2008 年 10 月 10 日付け Decision 1466/QĐ-TTg に定める条件下で社会化の分野において事業を営んでいる企業はこの限りではありません。後者に該当する企業は Circular 130/2008/TT-BTC 第 1 部第 5 条に規定された優遇措置の適用対象となります。2008 年に設立認可を受けた新規設立企業の場合、諸条件を実際に満たしていることを前提に、Decree 124/2008/ND-CP および Circular 134/2007/TT-BTC に基づく法人所得税上の優遇措置の適用対象となります。

国際税務

越韓二重課税防止協定に基づく利息の税金免除

税務局の 2009 年 10 月 28 日付け Official Letter 4396/TCT-HTQT では、ベトナムで発生し韓国開発銀行に支払った利息は第 11 条[利息]および越韓二重課税防止協定に添付の議定書に基づいて税金を免除されると規定しています。二重課税防止協定に基づく税金免除手続きは、税務管理法のガイダンスを規定した 2007 年 5 月 25 日付け Decree No. 85/2007/ND-CP および 2007 年 6 月 14 日付け Circular 60/2007/TT-BTC に基づいて適用されます。

ベトナム・イスラエル二重課税防止協定の批准

首相は 2009 年 10 月 15 日付け Decision 1619/TTg-CP を発行し、ベトナム・イスラエル二重課税防止協定を正式に批准しました。これは 2009 年 8 月 4 日にハノイで調印したものです。

付加価値税

輸出加工企業に提供した役務に適用される 0%付加価値税に関する補足ガイダンス

財務省の 2009 年 10 月 27 日付け Official Letter 15057/BTC-TCT によると、輸出加工企業に提供した役務のうち 0%付加価値税率の適用対象外となるのは、住宅賃貸、オフィス、ホテル、倉庫、従業員用輸送手段、娯楽サービス（非関税地域における業務用給仕サービスと給食サービスを除く）です。輸出加工企業に提供するその他の役務に関しては、(i) 輸出加工企業と締結した役務提供契約が存在し、かつ(ii) 銀行振込明細書および現行規則に基づくその他証憑書類が存在する場合に 0%の付加価値税を適用されます。

Official Letter 15057 ではまた、日々の消費を目的に輸出加工企業に納品した物品（食品、食材等）は税関申告義務の対象外となることを確認しています。

陸路経由の国際輸送手段に適用される 0%付加価値税

税務局の 2009 年 11 月 2 日付け Official Letter 4468-TCT-CS によると、陸路輸送企業が運営する輸送経路の一方の停留所がベトナム国内に所在し、他方の停留所が外国領土に所在する場合、輸送経路の半分以上が内国輸送であってもこれは国際輸送に区分されます。そのため、Circular 112/2209/TT-BTC に定める諸条件を満たしていれば 0%の付加価値税が適用されます。



国際貨物の代行輸送業に適用される付加価値税

財務省は 2009 年 11 月 2 日に Official Letter No. 15448 を発行し、国際輸送運賃取扱業に適用される付加価値税に関するガイダンスを公表しました。それによると、国際輸送業務を直接提供せず、当該業務を他社に委託する企業は、顧客からの運賃受領時に以下の付加価値税率の適用対象となります。

- ▶ 国際貨物代行輸送: 0%の付加価値税率

国際輸送の売値と買値の差額に 10%の付加価値税率が適用されません。

2,000 万ドン超のインボイスを対象とした仮払 VAT の控除

2009 年 11 月 4 日付け Official Letter 4535 と 2009 年 11 月 20 日付け Official Letter 4793 によると、2009 年 1 月 1 日～2009 年 3 月 31 日に発生した仮払 VAT 金額は、売手の銀行口座への振り込み（現金払いも含む）を証明する証憑書類が存在する場合に控除可能となります。2009 年 4 月 1 日以降に関しては、財務省の Official Letter 10220/BTC-TCT に基づいて仮払 VAT の控除を申請する場合、銀行振込伝票が必要となります。

建設案件を対象とした付加価値税の還付

税務局の 2009 年 11 月 4 日付け Official Letter 4525/TCT-KK によると、事業活動に使用しない物品・役務は付加価値税の還付を受けられません。建設案件の価額を事業活動に付随する直接使用と間接使用に分離できない場合、付加価値税の還付額と減価償却する固定資産の取得原価は、建設投資の原価総額と事業活動に直接使用した建設部分に依拠します。

外国契約者源泉税

外国契約者源泉税に関する規則の適用時期

税務局の 2009 年 10 月 22 日付け Official Letter 4329/TCT-CS によると、2009 年 1 月 1 日の前に締結しながらもこの日付の後に発効したベトナム当事者と外国契約者間の契約は、外国契約者源泉税に関する Circular 134/2009/TT-BTC の規定の適用対象となります。

税関



税関手続きに関するガイダンスを規定した Circular 草案

加工品に適用される税関手続き

外国商人向けの加工品に適用される税関手続きに関する規則を修正・補足する Circular 草案によると、加工契約の中には外国当事者の署名とベトナム当事者の署名および社印押印を含める必要があります。また、ベトナム当事者は加工契約に署名・社印押印のうえ、外国商人の発行した電子書類(加工契約に添付)の信憑性に関して責任を負います。

電子通関手続き

財務省は同時に、電子通関手続きの試行プログラムに関する Circular 草案を策定中です。それによると、この電子通関手続きは政府から事業支援を確約された優良輸出加工企業に適用されません。財務省はこうした優良輸出加工企業の承認検討と、税関局のほか優良輸出加工企業のパートナー企業への正式通知について責任を負います。電子通関手続きを適用したい輸出加工企業は本 Circular 第 2 部第 61 条第 3 項で規定する諸条件を満たす必要があります。

リスク管理対象物品の価格一覧

リスク管理対象物品の最新価格一覧を定めた税関局の 2009 年 10 月 2 日付け Official Letter 5931/TCHQ-KTTT の発行に続き、税関局は 2009 年 10 月 29 日付け Official Letter 6499/TCHQ-KTTT を追加発行し、誤解を招くか実施の矛盾につながる可能性のある一部内容を修正・補足しました。その他の内容は 2009 年 10 月 2 日付け Official Letter 5931/TCHQ-KTTT に基づいて従来通り実施されます。

国際会計基準の適用に関するガイダンスを規定した新たな Circular

財務省は 2009 年 11 月 6 日に Circular 210/2009/TT-BTC を発行し、財務諸表の表示 (国際会計基準第 32 号 (IAS 32) : 金融商品の表示) および金融商品に関する情報開示 (国際財務報告基準第 7 号 (IFRS 07) : 金融商品の開示) を対象とした国際会計基準の適用に関する追加的なガイダンスを公表しました。

企業会計における外貨換算差額に関するガイダンスを規定した新たな Circular

財務省は 2009 年 10 月 25 日に Circular 201/2009/TT-BTC を発行し、外貨換算差額の決算に関するガイダンスを公表しました。それによると、企業の事業活動と関連して課税年度中に外貨換算から生じた差額は該当年度の金融費用・収益として認識する必要があります。ただし、建設資本投資の段階にあり、こうした差額を最大 5 年間にわたり償却する企業は除外されます。

国債転売の会計処理に関するガイダンス

財務省は 2009 年 10 月 27 日に Circular 206/2009/TT-BTC を発行し、国債転売の会計原則を規定しました。それによると、企業会計体系に関する財務大臣の 2006 年 3 月 20 日付け Decision 15/2006/QD-BTC に添付された企業会計システム一覧に、会計番号 171 [国債の転売] が追加されました。会計番号 171 に属する主要な経済取引の構造、内容、会計原則についてもこの Circular の中で規定しています。

その他

統一企業法のガイダンスを規定した Decree 草案

この草案によると、ベトナム国内に 30 日以上滞在していない企業の法的代表者は交代を強いられます。民間企業の社員総会、取締役会、または経営者が別の人物を任命していない場合、任命までの間、授権者または認可当局の任命した人物が企業の法的代表者となります。

これに加え、出資を完遂していない有限責任会社の社員は拋出時の資本拋出額に応じた議決権と利益分配権を有します。

税務管理法に関するガイダンスを規定した Decree 85/2007/ND-CP を修正・補足する Decree 草案

2009 年 11 月 13 日付け Official Letter 6902/TCHQ-KTTT によると、この Decree 草案は税金の申告・納付、税制優遇策の手続き、および税金滞納の行政処分等に関する Decree 85 の一部条項を修正しています。

インボイスに関する Decree 草案

この新たな Decree は、インボイスの印刷、発行、使用、および管理に関する 2002 年 11 月 7 日付け Decree 89/2002/ND-CP に取って代わります。それによると、自家製インボイス、電子インボイス、素案インボイスといった多様な種類のインボイスを起票できます。

定期雇用労働者数の計算方法

労働傷病兵社会福祉省は政府発行の 2009 年 9 月 22 日付け Decree 108 に基づく優遇措置を受けるための定期雇用労働者数の計算方法に関するガイドラインを規定した Circular 草案を策定中です。

外国投資企業に就労するベトナム人従業員の地域別最低賃金に関する規則

政府の 2009 年 10 月 30 日付け Decree 98/2009/ND-CP は、地域 1、地域 2、地域 3、および地域 4 の地域別最低賃金を定めています。これは給与明細や契約給与等の賃金計算基準となります。職業訓練課程を修了した従業員の最低賃金は本 Decree で規定する地域別最低賃金の 7% 割り増しとなります。なお、この Decree は Decree 111/2008/ND-CP に優越し、2010 年 1 月 1 日から発効します。

人員削減手当に関するガイダンス

2009 年 11 月 18 日付け Circular 39/2009/TT-BLĐTBXH はリストラや技術変革に伴う人員削減手当の計算に関するガイダンスを規定しています。それによると、失業保険への拠出期間は手当の受給可能期間に含めません。手当の計算基準となる給与や賃金は、失業直前の 6 ヶ月間における契約給与・賃金の平均額となります。この計算方法は 2009 年 1 月 1 日の前に解除された雇用契約には適用できません。

退職手当に関する Official Letter

2009 年 11 月 9 日付け Official Letter 4238/LDTBXH-LDTL によると、勤続期間 12 ヶ月超の 60 歳を超える男性従業員と 55 歳を超える女性従業員は、企業側が労働契約の解除手続きを適用した場合に退職・解雇手当を受給できるとともに、一度限りの社会保険給付をも受けられます。一方、月額給付年金制度の適用を申請した従業員は労働傷病兵社会福祉省の 2009 年 11 月 9 日付け Official Letter 4239/LDTBXH-LDTL で定める退職手当を受給できません。



お問い合わせ先

このブレティンと、アーンスト・アンド・ヤング・ベトナムが提供する税務及び助言業務の詳細については、以下の担当者までお問い合わせください。

ナム・グエン Nam.Nguyen@vn.ey.com	パートナー
フーン・ヴァー Huong.Vu@vn.ey.com	パートナー
カルロ・ナバロ Carlo.Navarro@vn.ey.com	パートナー
ジェフ・シー Jeff.Sea@vn.ey.com	ディレクター
セーラ・ジャップ Sarah.Jubb@vn.ey.com	ディレクター
タイン・チュン・グエン Thanh.Trung.Nguyen@vn.ey.com	シニア・マネージャー
ティー・アイン・フイン Thy.Anh.Huynh@vn.ey.com	シニア・マネージャー
ニャン・フイン Nhan.Huynh@vn.ey.com	シニア・マネージャー
チャン・ファム Trang.Pham@vn.ey.com	シニア・マネージャー
テー・ジャー・トラン The.Gia.Tran@vn.ey.com	シニア・マネージャー
ホアン・ヴァー・ファン Hoang.Vu.Phan@vn.ey.com	シニア・マネージャー
トウアン・ディン・ファム Tuan.Dinh.Pham@vn.ey.com	シニア・マネージャー

日系企業担当

浅利 昌克
Masakatsu.Asari@vn.ey.com

中島 敬仁
Takahito.Nakajima@vn.ey.com

ハウ ミー スアン カオ
Hau.My.Cao@vn.ey.com

Ernst & Young

Assurance | Tax | Transaction | Advisory

アーンスト・アンド・ヤングについて

アーンスト・アンド・ヤングはアシュアランス、税務、取引、アドバイザリーのグローバルリーダーです。世界中で活躍している14万4,000名の弊社スタッフは、価値観を共有しながら一丸となっており、品質を絶え間なく追求しております。弊社のスタッフ、顧客、それにより広範な地域社会がそのポテンシャルを大いに発揮できるよう、弊社は独自の取り組みを行っています。

アーンスト・アンド・ヤングとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのメンバーファームからなるグローバルネットワークを指しています。個々の組織は分離独立した法人組織となっています。また、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは英国の有限責任保証会社であり、顧客に対して業務を提供していません。

アーンスト・アンド・ヤングの組織は5つの地理的地域に分かれ、各ファームは次の事業体のメンバー企業であります。Ernst & Young Americas LLC、Ernst & Young EMEA Limited、Ernst & Young Far East Area Limited、Ernst & Young Oceania Limited。なお、これらの事業体は顧客に対して業務を提供していません。

詳細につきましては、www.ey.comをご覧ください。

©2009 Ernst & Young Vietnam Limited.
All Rights Reserved.

FEA no. 16000011

本書には要約形式の情報が含まれており、専ら一般的ガイダンスとしての使用を意図していません。入念な調査や専門家としての判断の代用になるものではありません。EYGM Limited、あるいはアーンスト・アンド・ヤングのグローバルネットワークを構成するその他メンバーファームのいずれも、本書の発行内容に依拠した行動または行動の不在によって被った損失について一切責任を負いません。具体的な事項に関しては貴社の適切なアドバイザーとご相談ください。

www.ey.com/vn